

徳島県告示第六百二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）